

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審 査 請 求 人	申 請 年 月 日 及び申請理由	原 処 分 年 月 日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審 査 請 求 の 趣 旨	裁 決 及 び 理 由	備 考
1	鹿児島県 知 事	鹿児島県出水郡在住 75歳の男性	平.11. 6.10 昭和32～3年頃か ら、手足の痺れ、 頭が重い、からす 曲がり、目に集中 力がない、耳鳴り 等の症状が出現	平.11.12.27 (平.12. 2. 1) (平.12. 3.30)	平.12. 4.21	水俣病 認 定	棄 却 請求人には、両足 の振動覚の低下は あるものの、四肢 末梢の感覚障害は 認められず、他の 症候のいずれも認 められない	審査請求人は、出水郡で出 生、昭和18～20年まで兵庫 県で就労、同26年頃から平 成3年まで出生地で漁業に 従事
2	同 上	鹿児島県出水郡在住 73歳の女性	平.11. 6.10 昭和32～3年頃か ら、手足の痺れ、 頭が重い、からす 曲がり、目に集中 力がない、耳鳴り 等の症状が出現	平.11.12.27 (平.12. 2. 1) (平.12. 3.30)	平.12. 4.21	水俣病 認 定	棄 却 請求人の感覚障害 は、水俣病に特徴 的な四肢末梢優位 のものとなり、 左眼の視野狭窄は 緑内障によると考 えられ、他の症候 はいずれも認めら れない	審査請求人は、出水郡で出 生、昭和29年から平成3年 まで漁業に従事
3	同 上	鹿児島県出水郡在住 63歳の男性	平.11. 6.10 昭和32～3年頃か ら、手足の痺れ、 頭が重い、からす 曲がり、目に集中 力がない、耳鳴り 等の症状が出現	平.11.12.27 (平.12. 2. 1) (平.12. 3.30)	平.12. 4.21	水俣病 認 定	棄 却 請求人には、四肢 末梢の感覚障害が 認められるが、他 の症候はいずれも 認められない	審査請求人は、出水郡で出 生、昭和32年から平成11年 まで漁業に従事

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審 査 請 求 人	申 請 年 月 日 及び申請理由	原 処 分 年 月 日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審 査 請 求 の 趣 旨	裁 決 及 び 理 由	備 考
4	名古屋市長	名古屋市南区在住 59歳の女性	平.11. 3.23 平成4年頃から入 退院を繰り返し、 同8年以降は入院 日数も増え、病状 は悪化しているの で、障害の程度を 1級に改定すべき である	平.11. 6. 4 (平.11. 6.16) (平.13. 1. 5)	平.13. 2. 1	障害補償費 の額の改定 2級 1級	棄 却 請求人の認定疾病 の症状、検査所見 等について総合的 に検討すれば、障 害補償費を改定せ よとの主張には無 理がある	審査請求人は、昭和58年4 月から名古屋市の指定地域 内に居住 認定年月：昭和59年5月 認定疾病：気管支ぜん息 (2級) 以降、昭和62年に3級、 平成元年に2級
5	同 上	名古屋市港区在住 57歳の男性	平.12. 5. 2 入浴中に、認定疾 病が悪化して呼吸 困難を来し死亡し たので、葬祭料を 支給すべきである	平.12.12.15 (平.12.12.18) (平.14. 1.24)	平.14. 2. 7	葬祭料の 支給	棄 却 被認定者は、入浴 中に湯を吸引して 窒息死したものと 考えられ、認定疾 病に起因して死亡 したとは認め難い	被認定者は、審査請求人の 父 昭和25年5月から名古屋 市の指定地域内に居住 認定年月：昭和51年3月 認定疾病：慢性気管支炎 (3級) 死亡年月：平成12年1月 (享年80歳)